

県本部各部課長 殿
県下各警察署長

原 議 永 年 保 存				
共	00	00	10	31

5年
宮本留第157号
令和5年3月10日
宮城県警察本部長

特定警察署間における48時間留置施設運用要領の一部改正について（通達）
特定警察署間における48時間留置施設の運用については、「特定警察署間における48時間留置施設運用要領の一部改正について（通達）」（平成31年3月20日付け宮本留第210号）により行っているところであるが、この度、特定警察署間における48時間留置施設運用要領の一部を改正したので、誤りのないようにされたい。
なお、これに伴い、前記通達は廃止する。

記

1 改正の要点

- (1) 女性被疑者の委託に係る規定を改めた。
- (2) 委託署は、受託署との間で事前に協議調整が行われた場合は、勾留決定前の逮捕被疑者を受託署の留置施設に委託留置することができることとした。
- (3) 文言の整理等所要の整備を行った。

2 施行期日

令和5年4月1日

特定警察署間における48時間留置施設運用要領

1 趣旨

この要領は、留置管理業務運営の合理化及び効率化を図ることを目的として、特定警察署間における48時間留置施設の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

2 用語の定義

この要領において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(1) 特定警察署

48時間留置施設を運用する場合において、勾留決定後の被留置者の留置を委託する警察署（以下「委託署」という。）及び勾留決定後の被留置者の留置を受託する警察署（以下「受託署」という。）をいう。

(2) 48時間留置施設

委託署において被疑者を逮捕した場合で、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第203条第1項の規定により検察官に送致する手続を行う間は、自署の留置施設に留置し、刑事訴訟法第207条第1項の規定により勾留が決定した後は、原則として受託署の留置施設に委託留置することをいう。

3 体制

(1) この要領を適用する特定警察署は、別に定める。

(2) 委託署及び受託署における運用の体制については、被留置者の留置に関する訓令（平成3年宮城県警察本部訓令第13号。以下「訓令」という。）第3条に規定する管理体制による。

4 委託留置要領等

(1) 委託留置手続

委託署において被疑者を逮捕した場合は、48時間留置施設を運用するものとする。この場合において、委託署の長（以下「委託署長」という。）及び受託署の長（以下「受託署長」という。）は、訓令第29条の規定による委託留置の手続を行うものとする。

(2) 護送手続

委託した被留置者の護送業務は、原則として委託署において行うものとする。ただし、受託署において護送がある場合で、かつ、同一車両での護送が可能なきは、受託署長は、委託署長に必要な戒護員の差し出しを要請の上、護送を実施することができる。

(3) 女性被疑者の委託

委託署において女性被疑者を逮捕した場合は、この要領の規定にかかわらず訓令第40条の規定による手続を行うものとする。

5 留意事項

(1) 受託署長は、委託署長から48時間留置施設の運用の要請を受けた場合は、現

に収容能力を超過し、又は受託することが困難な特別の事情がない限り受託しなければならない。

- (2) 受託署長は、受託した被留置者を特別要注意者又は問題被留置者に指定した場合で、対面監視その他留置管理体制の増強が必要と認めるときは、委託署長に対し、勤務員の応援派遣を求めることができる。
- (3) 委託署長は、48時間留置施設の運用によらないで、勾留決定後に自署の留置施設に被留置者を留置する場合は、総務部留置管理課長と協議すること。
- (4) 委託署長は、受託署長との間で事前に協議調整が行われた場合は、勾留決定前の逮捕被疑者を受託署に委託留置することができる。